

各難病患者団体 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

難病対策に関する意見交換会について

難病対策の推進に関して、日々、ご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、厚生労働省では厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会や副大臣を座長とする省内検討チーム等で難病対策の見直しを実施しています。難病対策委員会では、8月16日に「今後の難病対策の在り方（中間報告）」を取りまとめていただきました。

また、8月18日には、全国から50の難病団体にお集まりいただき意見交換会を実施いたしました。

今後、難病対策委員会による「中間報告」をより具体的な絵姿にして、難病患者の皆様のご意見を施策に反映するため、直接にお話を伺う機会として、再度、「難病対策に関する意見交換会」を下記の内容で開催することとしました。

つきましては、参加をご希望されます難病患者の皆様におかれましては、別紙様式に必要事項をお書きの上、平成24年10月19日（金）17時までに厚生労働省健康局疾病対策課難病係メール（nanbyou22@mhlw.go.jp）へ応募して下さい。会場準備の都合上、事前の応募以外による参加は、出来ませんのでよろしくお願い致します。なお、提出していただきました資料につきましては、意見交換会当日に資料として使わせていただくことを予めご了承ください。

また、できるだけ多くの患者団体からお話を伺いたいと考えておりますため、一団体2名までといたします。（介助者が必要な者の場合は、3名まで。）（注：一団体とは、同一疾患で各都道府県に支部がある場合を言います。この場合、団体内で調整していただき2名までと致します。）

なお、なるべく多くの患者団体にご参加いただきたいのですが、どうしても応募団体が多数の場合には、参加人員の調整、あるいは抽選とさせていただきます。調整・抽選の結果、参加者に限り当職より「意見交換会参加証」を送付しますので、開催日当日にお持ち下さい。

また、意見交換会では非公開とし、会場内でのカメラ等の撮影・録音は禁止します。さらに、車でのご来場は出来ませんので、電車等公共交通機関をご利用下さい。

記

- (1) 開催日 平成24年11月9日（金）13時00分～17時00分
- (2) 場 所 厚生労働省 低層棟2階 講堂
住所：東京都千代田区霞が関1-2-2
- (3) 式次第
 - ①開会
 - ②挨拶
 - ③議題 意見交換会
 - ⑤閉会

担当：健康局疾病対策課
電話：03-5253-1111 内線 2355
加藤、栢沼